

実施日	平成30年1月	担当	諫早労働基準監督署
参加者	各連絡協議会の委員 諫早労働基準監督署	主催	工事関係者で組織する 各連絡協議会

建設工事 連絡協議会との合同パトロールについて（諫早署）

分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事では、多くの場合に元方事業者等で構成される工事関係者連絡協議会が設置され、工事間の連絡、調整が行われています。

協議会では安全衛生意識の向上を図るために現場相互のパトロールに取り組む協議会もあり、諫早労働基準監督署においては、このような活動に積極的に参加するとともに、今後の安全衛生活動に役立てて頂くために、パトロールの結果を取りまとめ（別紙）提供させて頂いています。

今年度、参加させて頂いた協議会を紹介させて頂きます。

- 一般県道諫早外環状線 諫早インター工区安全連絡協議会
- 一般県道諫早外環状線 栗面地区安全連絡協議会
- 一般県道諫早外環状線 小船越・平山地区安全連絡協議会
- 一般県道諫早外環状線 小船越インター工区安全連絡協議会
- 有喜南部地区工事連絡協議会
- 国道57号線森山拡幅 安全連絡協議会
- 九州新幹線（西九州）工事事故防止連絡協議会

合同パトロールの実施状況

- 一般県道諫早外環状線
諫早インター工区安全連絡協議会



- 国道57号線森山拡幅
安全連絡協議会





作業計画の作成・周知

- ▶ 車両系建設機械及び移動式クレーンについては 作業計画を定め、関係労働者に周知する必要があります。
- ▶ 作成した作業計画を作業場に掲示し、関係労働者に周知されています。



足場・架設通路の整備



作業場には、労働者が使用するための安全な通路を設け、有効に保持することが定められています。 (安衛則540条)

また、足場・架設通路を設けるときは、以下の措置に注意して下さい。

- ▶ 手すりの設置 (高さ85cm以上で中棧を設ける)
- ▶ 通路に勾配があるとき 15度以上: 棧、その他の滑止め措置
30度以上: 階段 (安衛則552条)



通路の確保・墜落防止対策

- 安全な主要通路が確保・保持されています。
(安衛則第540条)
- 通路の勾配は、15度以上で踏み面に滑り止めのための措置が必要となり、30度以上で階段を設ける必要があります。
- 高さが2m以上の作業床・通路の端には墜落防止措置が必要です。手すりの高さは85cm以上で、中棧を設けて下さい。



■ 熱中症予防対策 (休憩場所の整備)

休憩設備(日よけ、イス、ミスト機能付き扇風機等)を設けているほか、警備業務従事者に対しても日よけを設けています。

熱中症による死亡災害の事例では、建設業及び警備業などの屋外作業での重症化が多いことから、屋外作業での熱中症予防について取組みの強化をお願いしています。

